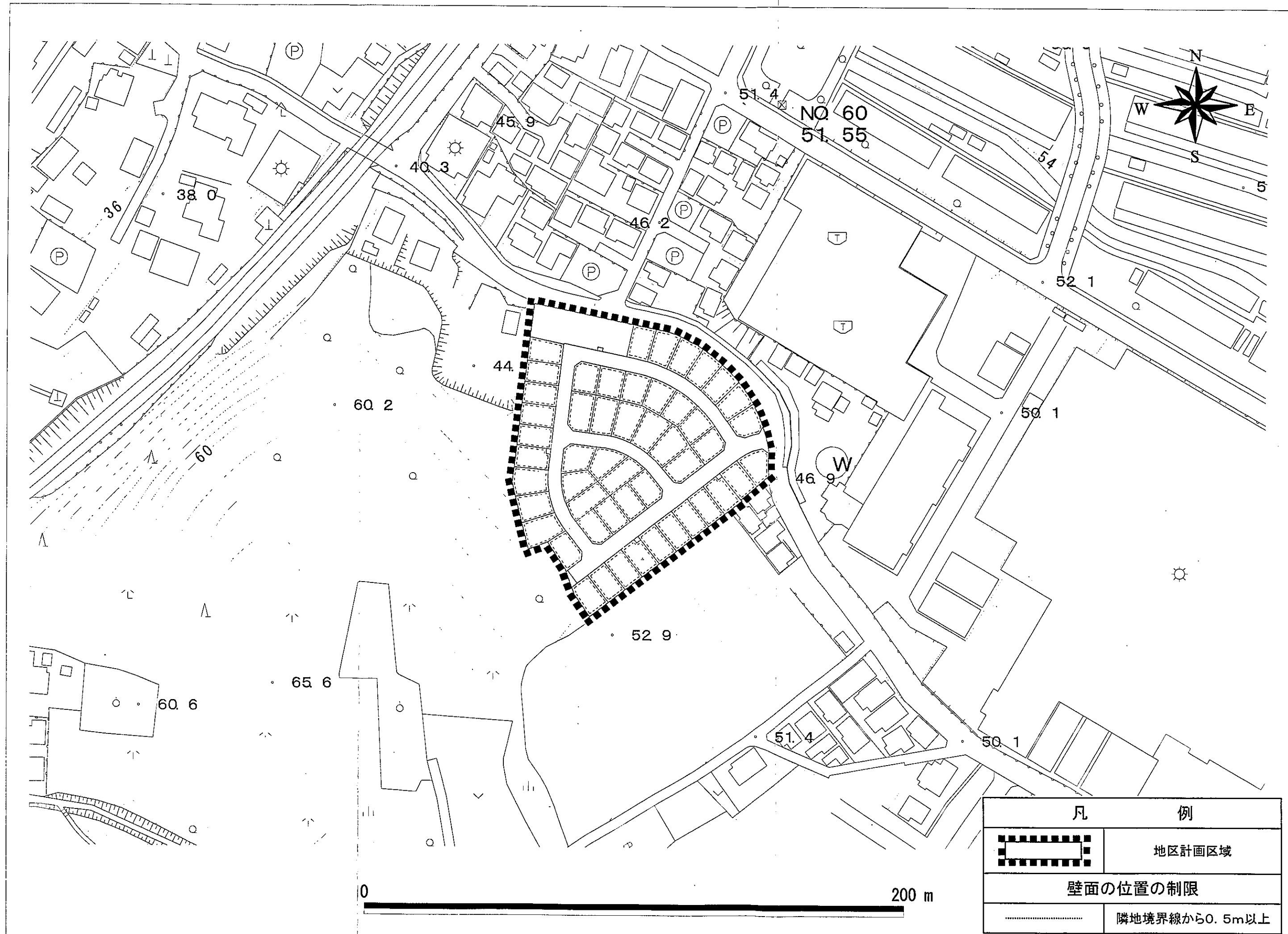




海老名都市計画地区計画の決定 (海老名市決定)

都市計画柏ヶ谷瀧ノ本地区地区計画を次のように決定する。

名 称		柏ヶ谷瀧ノ本地区地区計画	
位 置		海老名市柏ヶ谷字瀧ノ本	
面 積		約0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、海老名市北部にあつて、相模鉄道線かしわ台駅から南西へ約700mに位置し、土地区画整理促進区域内において、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第2項の許可を受けた開発行為により、道路、公園等の公共施設整備が行われる区域である。したがって、本市の都市づくりの目標である「ゆとりと活力に満ち、環境と共生するまち」を実現すべく、土地利用及び建築物に関する方針を定め、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は良好な居住環境を有する、安全で快適な新市街地として、戸建て住宅を主体とする低層住宅の立地を図る地区とする。	
	建築物等の整備の方針	ゆとりある住宅地としての市街地空間を形成し、良好な居住環境の維持、保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限について定める。	
	緑化の方針	緑豊かな潤いのある街並みを形成するために、敷地内の積極的な緑化を図る。	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる用途以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)欄の第1号から第3号に掲げる建築物 (2) 前号に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(道路境界線含む)までの距離は0.5m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分はこの限りではない。 (1) 自動車車庫 (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの
		建築物の高さの最高限度等	(1) 最高高さ10.0m、軒高7.0mを超えてはならない。ただし片流れ屋根の場合の軒高は9.0mを超えてはならない(この場合においても水下側の軒の高さは7.0mを超えてはならない)。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、6.5mを加えたもの以下とする。
		かき又はさくの構造等の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。但し、フェンス等の基礎の高さは0.6mを限度とする。



凡	例
	地区計画区域
壁面の位置の制限	
	隣地境界線から0.5m以上